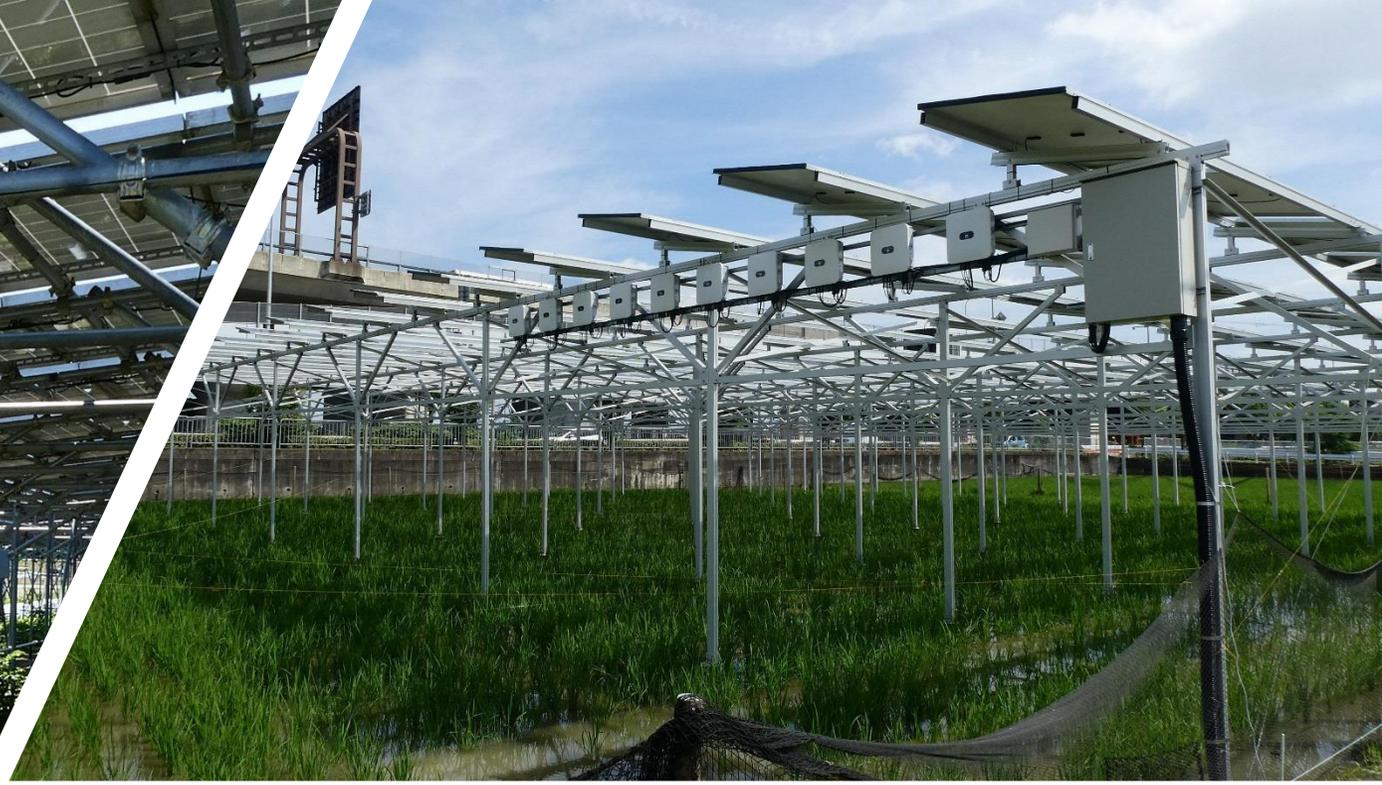


京都府太陽光発電設備導入促進事業補助金 (駐車場・農地等再工不導入促進事業)

農地等 編

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

※動画制作：NPO法人京都地球温暖化防止府民会議
(京都府地球温暖化防止活動推進センター)



事業概要

「農地」・「ため池」に「太陽光発電設備」を設置する事業

「農地」に太陽光発電設備を設置する事業

太陽光発電設備を設置する農地で、農業生産が適切に継続されることが確保されていると認められるもの。

➡ 原則、実施事業のために農地の一時転用許可を要し、上部に太陽光パネルが設置される農地

地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組であること

本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力のうち、敷地内で自家消費されないものについては、京都府内の公共施設及び農林漁業関連施設で消費すること。

➡ 京都府内の公共施設及び農林漁業関連設備にPPA等で電力供給を行う場合、余剰電力をそれ以外の他の施設へ売電することはできません。

「ため池」に太陽光発電設備を設置する事業

対象の「ため池」は、「農業用ため池」とします。（農業用ため池の管理及び保全に関する法律第2条第1項）

補助対象者

京都府内において、
事業を行う個人または法人であること。

補助対象事業

- 【1】 **京都府内の農地において「ソーラーシェアリング（営農型）」をおこなうもの**
- 【2】 **京都府内の「農業用ため池」において、水上太陽光発電設備を設置するもの**
- 【3】 **固定価格買取制度（FIT等）による売電は対象外。自家消費を目的とするもの。**
- 【4】 環境価値をJクレジット等で取引する場合も対象外。
- 【5】 自己託送をおこなわないこと。
- 【6】 補助事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。
- 【7】 本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力のうち、敷地内で自家消費されないものについては、**京都府内の公共施設及び農林漁業関連施設で消費すること。**

営農型太陽光発電に取り組む際のポイント

農業に関する手続き

初期
検討

営農者

農地転用許可権者
(農業委員会等)

相談窓口の活用（農林水産省近畿農政局等）

農地の一時転用相談（各市町村農業委員会）

まずは、各市町村農業委員会
にご相談ください

計画
策定

営農者

資金調達

営農計画策定・意見書の添付

知見者の意見書（必須）

各種
申請

農地転用許可権者
(農業委員会等)

農地の一時転用申請

各市町村 農業委員会

各種
申請

農地転用許可権者
(農業委員会等)

農地の一時転用許可

架台について（固定型と駆動型の違い）



固定型藤棚式

- ・主に用いられている形式
- ・施工が容易
- ・作物に対する過度の日照を防ぐ
- ・細いパネルには藤棚式
- ・細型パネルはコスト高だが強風には有利
- ・固定式は低コストだが発電量も少ない
- ・雨垂れ問題(畝や農道に雨水が流出する)



駆動型藤棚式

- ・駆動式は追加コストが発生するが対応力が高い
- ・太陽追尾による発電量の増加
- ・発電が多すぎる場合に発電の抑制も可能
- ・雨垂れの影響軽減
- ・積雪への対応が可能

営農の適切な継続とは

○下部の農地での営農の適切な継続が確実か

区分	右以外の場合	遊休農地を活用する場合
基準	a. b以外の場合 平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しないこと。	適正かつ効率的に利用されていること。 (農地の遊休化、捨作りをしない)
	b. 市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する作物の場合 試験栽培の実績又は栽培理由書に記載した単収より減少しないこと。	

注意事項

- 毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われるか
- 農作物の生育に適した日照量（遮光率）を保つための設計であるか
- 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（最低地上2m以上）であるか
→支柱の高さが2m以上ない場合、電気事業法に基づき、さく、へい等の設置が必要になることがあります。
- 地域計画の区域内の農地の利用集積等に支障がないとして協議の場で合意が得られているか
- 一時転用期間が一定の期間内（通常3年以内）となっているか
→一時転用許可は、再許可が可能です。

不適切事例への対応について

○ 令和6年 農林水産省「ガイドライン」

※ 営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、ガイドラインに制定

- ① 地域計画区域内においては、農地の集積等に支障がないものとして、協議の場で合意を得た土地の区域内で実施すること。
- ② 遊休農地を利用する場合、再許可時には収量8割要件を適用すること。
- ③ 支柱部分と下部農地面積の合計が一定規模を超える場合は、都道府県機構への意見聴取や国への相談を行うこと。
- ④ 変電設備等については、原則農地以外から選定すること。やむを得ず一時転用して設置する場合は、規模及び位置が適正であること。
- ⑤ 毎年度の収支報告から、計画に沿った農業経営が行われているか確認するとともに、地域の持続的な農業生産への寄与について検討すること。
- ⑥ 営農に支障が生じているものや大規模なものについては、農地転用許可権者と国が協力して、毎年度、現地調査を実施すること。
- ⑦ 営農が適切に行われないう不適切事業に対し、勧告や処分・命令を行った場合は、その情報を農水省及びFIT制度担当部局へ連絡、農水省は当該情報をデータベース化して地方公共団体と共有すること。

京都府内の営農型太陽光発電設備 (ソーラーシェアリング) 導入事例①

京都府宇治市

発電能力	91.8kW
電力利用	全量FIT
栽培作物	水稻

特徴

- 再生可能エネルギー＋お米＋アイガモ
- 栽培期間中農薬不使用
- オーナー制
みんなで田植え・稲刈り体験、草刈り作業



市民参加型で付加
価値を創出



京都府内の営農型太陽光発電設備 (ソーラーシェアリング) 導入事例②



京都府亀岡市

発電能力 530kW

電力利用 全量FIT

栽培作物 榊・しいたけ

特徴

- 2016年から事業を開始しており、
亀岡市で一番目の事例
- 地域と協力して販路を確保

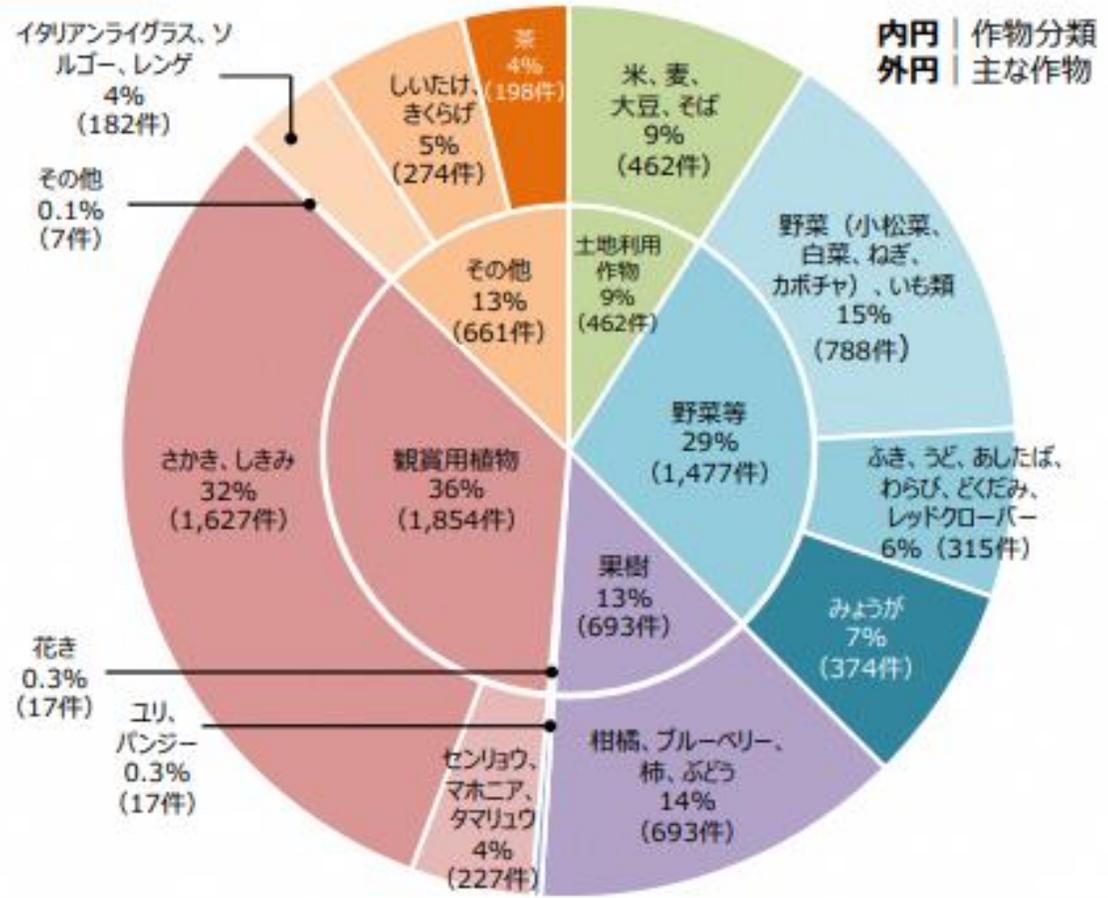
適切な「営農計画」がポイント
「農業」+「再エネ」が
持続可能な農業へ



栽培作物の例

下部農地での栽培作物

作物分類	主な作物	件数 (割合)
土地利用作物	米、麦、大豆、そば	462 (9%)
野菜等	野菜 (小松菜、白菜、ねぎ、かぼちゃ等)、いも類	1,477 (29%)
	うち特徴的な作物 みょうが、ふき、うど、あしたば、わらび、どくだみ、レッドクローバー	689 (13%)
	うちみょうが みょうが	374 (7%)
果樹	柑橘、ブルーベリー、柿、ぶどう	693 (13%)
花き	ユリ、パンジー	17 (0.3%)
観賞用植物	さかき、しきみ、せんりょう、たまりゅう等	1,854 (36%)
	うちさかき・しきみ さかき・しきみ	1,627 (32%)
その他	-	661 (13%)
	うち牧草 イタリアンライグラス、ソルゴー、レンゲ	182 (4%)
	うちきのこ類 しいたけ、きくらげ	274 (5%)
	うち茶 茶	198 (4%)
	合計	5,164 (100%)



N=5,164
 ※令和4年度末で存続しているものうち回答があったものを集計

○京都府内では、下部農地において、**米、シイタケ**等の栽培事例があります。

水上設置型太陽光発電に取り組む際のポイント

「ため池」とは・・・

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第2条第1項に規定する「**農業用ため池**」とします。

留意点

- ため池管理者及び所有者との調整が必要になります。
- 「**特定農業用ため池**」の堤体、岸や水底にアンカー等の支持物を設置する場合、都道府県知事の許可が必要になります。
⇒京都府農林水産部農村振興課又は各広域振興局に御相談ください。
- 設置する際の留意点については、農林水産省作成の「農業用ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置検討に関するチェックリスト」もご活用ください。
- その他、各種法令、都道府県・市町村の条例等をご確認の上、申請をおこなってください。

※本補助金を活用し「ため池」水上太陽光発電設備の導入をご検討の際は、京都府総合政策環境部 脱炭素社会推進課までご相談ください。

補助対象設備

営農型（ソーラーシェアリング）

太陽光発電モジュール、架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線

「ため池」水上太陽光発電設備

太陽光発電モジュール、架台、池底基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線、フロート、ブリッジ

交付申請時にご提出いただく「添付書類」（農地等）

- (ア) 申請者の氏名・所在地が分かる次のいずれかの資料
 - 現在事項又は履歴事項証明書（コピー可、発行後3カ月以内）
 - （個人事業主）の場合 申請者の住民票の写し（コピー可、発行後3カ月以内）
- (イ) 事業実施場所の登記事項証明（コピー可、発行後3ヶ月以内）
- (ウ) 付近見取図と現在の利用状況が判る図面・写真等
- (エ) 補助対象経費の根拠となる次のいずれかの書類
 - 見積書
 - 上記書類に代わるもの
- (オ) 補助対象設備が要件に合致することが分かる資料
（型番や設備容量等が確認できる仕様書やカタログ）
 - 太陽光パネル
 - 型式
 - 設備容量
 - 蓄電池
 - 型式
 - 設備容量
- (カ) 補助対象設備の工事期間が判別できる次のいずれかの資料
 - 予定工程表
 - 上記書類に代わるもの
- (キ) 府税に滞納がないことの証明書
- (ク) 農地の「一時転用申請書」（添付書類含む）の写し。
- (ケ) 国立公園等に設置する場合は、市町村の同意書
- (コ) 当該施設が記載されたハザードマップ（土砂災害・浸水被害）
- (サ) 自家消費されない電力が生じる見込みである場合は、その供給先施設の概要

- (ア) 業者・施工者との**契約書**又は**契約日が確認できる書類**（写）
- (イ) 経費の支払いを確認できる書類
 - 領収書**(コピー可)
 - 上記書類に代わるもの（請求書と振込依頼書）
- (ウ) 補助対象設備ごとの金額（工事費含む、税抜）が分かる次のいずれかの書類
 - 請負代金内訳書**
 - 上記書類に代わるもの
- (エ) 設置した補助対象設備の型番、数量が分かる次のいずれかの書類
 - 保証書、納品書又は出荷証明書、工事完了書**
 - 上記書類に代わるもの
- (オ) PPA又はリースの場合、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる次のいずれかの書類
 - 事業者との契約書（メンテナンス項目が記載されている）
 - 上記書類に代わるもの
- (カ) 導入した太陽光発電設備の全体及び銘板が確認できる写真（カラー）
 - 「全ての太陽電池モジュール」の設置後の写真**
 - 「パワーコンディショナー」の設置後の写真**
- (キ) **農地の一時転用許可書**の（写）
- (ク) 導入した蓄電池の全体及び銘板が確認できる写真
 - 「蓄電池本体」「パワーコンディショナー」「DC/DCコンバーター」の設置後の写真**
- (ケ) 災害時に地域で電力を提供する場合
 - 地域との連携協定に関する資料もしくはそれを証する書類

京都府太陽光発電設備導入促進事業補助金（駐車場・農地等再エネ導入促進事業）委託先

NPO法人京都地球温暖化防止府民会議
（京都府地球温暖化防止活動推進センター）

京都府太陽光発電設備導入促進事業補助金（駐車場・農地等再エネ導入促進事業）補助金窓口

場所（住所）

〒604-8417

京都府京都市中京区西ノ京内畑町41-3

電話：075-803-1129

E-mail: uul@kcfca.or.jp

農地等編（終）

ご視聴ありがとうございました